

徴収猶予の特例申請 Q & A

【目次】

- 1 対象者や申請手続きについて 2
 - 問1 特例の対象となる方について教えてください。
 - 問2 今回の適用対象となる税はどのようなものですか。
 - 問3 中間納付についても今回の特例の適用対象となりますか。
 - 問4 フリーランスやパート、アルバイトの場合も特例の対象になりますか。
 - 問5 既に納期限を過ぎている場合、特例の利用は可能ですか。
 - 問6 申請に関し、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、郵送での受付は認められるのでしょうか。
 - 問7 申請手続として、申請書以外にどのような書類の提出が必要ですか。

- 2 要件 4
 - 問1 「事業等に係る収入」について教えてください。
 - 問2 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。
 - 問3 令和2年2月より個人事業主として開業したが、コロナの影響で納税の猶予をしたいと申請があった場合、令和2年1月以前の実績がなく、前年同期比による申請はできないため、今回の特例を受けることができないのでしょうか。
 - 問4 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。
 - 問5 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」とはどのような場合ですか。

- 3 個別事例 5
 - 問1 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。
 - 問2 本来の納期限より期限延長されたもの、修正申告や更正・決定による納期限など、納期限が変更・新たに設定されたものは含まれますか。
 - 問3 他の行政機関（例えば税務署）で猶予が認められた場合、新たに申請が必要ですか。
 - 問4 分納することはできますか。
 - 問5 特例の適用ができる税額はどの程度ですか。

1 対象者や申請手続きについて

問1 特例の対象者について教えてください。

- 今回の特例は、
 - ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
 - ② 一時に納税を行うことが困難であることのいずれも満たす方が対象となります。

問2 今回の適用対象となる税はどのようなものですか。

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する自動車税種別割、法人二税、個人事業税、不動産取得税などが対象です。証紙徴収の方法で納めるものを除き全ての税目が対象です。

問3 中間納付についても今回の特例の適用対象となりますか。

- 中間納付についても、上記の期間内に納期限が到来する税は対象となります。

問4 フリーランスやパート、アルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- 収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。収入の状況が分かる書類を添付してください。

問5 既に納期限を過ぎている場合、特例の利用は可能ですか。

- 令和2年2月1日以降の納期限であって既に納期限を過ぎている場合、改正法施行日から2か月以内(令和2年6月30日まで)に申請を行えば、特例の対象となります。

※ 既に納付済みのものについては、特例の対象とはなりません。

問6 申請に関し、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、郵送での受付は認められるのでしょうか。

- 郵送による申請も可能です。

問7 申請手続として、申請書以外にどのような書類の提出が必要ですか。

- 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出して頂く必要があります。(提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。)

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること、②一時に納税を行うことが困難であることを示す書類が必要です。

2 要件について

問1 「事業等に係る収入」について教えてください。

- 「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。ただし、個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

問2 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- 例えば売上帳や現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をおうかがいします。

問3 令和2年2月より個人事業主として開業したが、コロナの影響で納税の猶予をしたいと申請があった場合、令和2年1月以前の実績がなく、前年同期比による申請はできないため、今回の特例を受けることができないと考えていいでしょうか。

- 比較対象となる前年同期の収入が無い場合、任意の比較に適した期間・金額で収入減少を検討することになります。昨年の収入状況がわかる資料をご用意いただき、財務事務所までご相談ください。

問4 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

問5 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」とはどのような場合ですか。

- 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かについては、半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し対応します。
- パートやアルバイトの方を含む個人については、申請される方の置かれた状況に配慮し、給与水準や生計費等を見て判断します

3 個別事例について

問1 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- 本件特例の要件を満たさない場合でも、他の規定による猶予制度（換価の猶予等）を利用できる場合があります。詳しくは、財務事務所までご相談ください。

問2 本来の納期限より期限延長されたもの、修正申告や更正・決定による納期限など、納期限が変更・新たに設定されたものは含まれますか。

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税が対象となり、具体的な納期限が当該期間内であれば、修正申告や更正・決定の別は問いません。

問3 他の行政機関（例えば税務署）で猶予が認められた場合、新たに申請が必要ですか。

- 今回の猶予特例は申請主義が前提であることや対象となる税目の納期限もそれぞれ異なることから申請は必要となります。猶予を希望される税目や金額を記載の上、申請書を提出するようお願いします。
- ただし、例えば、近接した時期に税務署に提出された申請書のコピーをもって、申請書の「2 猶予額の計算」（1）から（4）までについて「別紙のとおり」として頂き共用して頂くことは可能です。
- また、税務署で本件と同様の基準により猶予の許可が出た場合は、その許可通知書を添付していただくようお願いします。

問4 分納することはできますか。

- 事業の状況に応じて、猶予期間内における途中での納付や分割納付など、計画的に納付して頂くことが可能です。

問5 特例の適用ができる税額はどの程度ですか。

- 一時に納税をすることが困難かどうかで判断の上、納付すべき税額から納付可能額を差し引いた金額が猶予額となります。